

議案第178号

川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成25年11月29日提出

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市地方卸売 市場南部市場 川崎市幸区南幸 町3丁目126番 地1	川崎市幸区南 幸町3丁目126 番地1	川崎市場管理株式会社 代表取締役 柴崎 太喜一	平成26年4月1日 から 平成31年3月31日 まで

参考資料

川崎市場管理株式会社の概要

設 立 平成 2 5 年 4 月 1 日

資本の額 1 千万円

従業員数 常勤職員 3 人 非常勤職員 3 人 (予定)

(川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理業務を受任するために
設立された団体であり、指定管理者として指定された後に従業員
を採用する予定。)

目 的 次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 卸売市場施設の管理運営
- (2) 卸売市場の活性化に関する調査研究及び情報提供
- (3) 広告宣伝事業
- (4) 不動産の賃貸、管理、保有、運用及びこれらの仲介業務
- (5) 不動産に関するコンサルティング
- (6) 飲食店業
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

事業実績 他施設の運営実績はなし。